



栃木県公報

平成 25 年
1 月 4 日(金)
第 2442 号

目 次

告 示

○解除予定保安林	1
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認	1

告 示

栃木県告示第 1 号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年 1月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須塩原市蓼沼字蛇尾川添395- 3、395- 4
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する法第 7 条第 4 項の規定により公告する。

平成25年 1月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

農地保有合理化事業の実施主体の名称	農地保有合理化事業の実施に関する規程の名称	農地保有合理化事業の実施地域	農地保有合理化事業の種類	承認年月日
公益財団法人 栃木県農業振興公社	農地保有合理化事業要綱	栃木県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。）	1 農地売買等事業（法第4条第2項第1号に掲げる事業をいう。） 2 農地売渡信託等事業（法第4条第2項第2号に掲げる事業をいう。） 3 農地貸付信託事業（法第4条第2項第2号の2に掲げる事業をいう。） 4 農業生産法人出資育成事業（法第4条第2項第3号に掲げる事業をいう。）	平成24年 12月20日

			5 研修等事業（法第4条第2項 第4号に掲げる事業をいう。）	
--	--	--	-----------------------------------	--

(経営技術課)